

東南アジア知財ネットワーク 2017 年中間会合  
議事概要

2017 年 10 月 16 日

東南アジア知財ネットワーク事務局

(1) 開会挨拶

- ・近藤氏より開会挨拶

(2) 自己紹介

- ・シンガポール会場、東京会場、タイ会場の順に自己紹介。

(3) 2017 年度上半期の活動報告及び下半期の活動予定 (事務局より)

- ・事務局の活動報告

➤2017 年度上半期では過去最大のニュース配信を行った。主なニュースとして、2017 年 5 月にタイにおける特許法改正案の公示及び意見募集がなされたこと、タイ・ベトナムによるマドリッド・プロトコルへの加盟が正式に承認され、タイは 2017 年 11 月 7 日、インドネシアは 2018 年 1 月 2 日から効力を発することが挙げられる。

(4) 2017 年度上半期の活動報告及び下半期の活動予定 (各 WG より)

① タイ WG

- ・ IP Fair 2017 ブース出展、官民知財対話、タイ税関との意見交換、技術説明会の報告
- ・技術説明会レビュー (タイ知財局との意見交換会)

➤2014 年から 2016 年までで技術説明会を実施した出願案件 16 件のうち 11 件が既に登録されている。技術説明会を実施してからおよそ 1 年程度、遅くても 2 年程度で登録になっている。タイ知財局からは「審査に遅れが発生している出願案件があれば教えて欲しい」との前向きな意見を頂いた。ジェトロで取りまとめるので、追って SEAIPJ メンバー向けに案内させて頂く。

② インドネシア WG

- ・ 4/20 PPH セミナー @ DGIP、4/26 Rouse 事務所セミナー報告、シンガポール税関との協力、7/5 インドネシア特許法改正に関する DGIP との打合せ、5/24 JETRO 知財調査発表会での報告
- ・ インドネシア新税関規則 (2017 年第 20 号) について (8/2 から施行)
  - 具体的な登録手続に関する財務省規則や、申立手続 (担保金制度など) に関する政府規則はまだない。
- ・ インドネシア特許庁訪問報告
  - 知財権侵害品のレイド (摘発) アクションを実施する際には、文民捜査官又は警察に依頼するところ、実務上の経験から政府側の登場人物はできる限り減らすように努めると良い。
- ・ インドネシア SKC LAW プレゼン
  - 特許権侵害に対する初のレイドアクションが実施されたとのこと。

③ ベトナム WG

- ・ 知財保護情報収集 (権利化) SG
  - INTA-MOST の周知商標保護プロジェクトに引き続き関与
- ・ 商標実務 SG
  - ベトナム知財の鑑定機関である VIPRI (ベトナム知的財産研究所) と「商標の類否判断」について、また、ベトナム特許庁 (NOIP) と「商標の類否判断」について、10 月 4 日に意見交換を行った (別添報告書を参照)。意匠ワークショップ、商標ワークショップに続き、特許ワークショップの開催可否について検討する。

(5) 全体を通じての質疑応答、意見交換

- ・ タイでの暫定憲法第 44 条に基づく特許審査促進に向けた緊急措置の進捗はどうか。  
⇒2017 年 2 月末にプラユット首相から本緊急措置の発動について公表されたが、その後進展なし。直近もインラック元首相の弾劾裁判や、プミポン元国王の葬儀等で慌ただしく進展がない。本緊急措置開始の 1 か月前にアナウンスがなされるため、ジェトロとしては同アナウンスを速やかにキャッチし、メンバーに情報発信する
- ・ タイでは 2016 年から 3 年以内で審査官 100 名体制を実現する予定であり、着実に増員されている。法律事務所からの情報によれば、昨年と同時期と比較して約 2~3 倍程度の出願案件処理がなされているとのこと。

(6) 事務連絡

- ・ 来年 3 月頃総会開催。日時は追って連絡。